

日常生活用具（身体障害者・知的障害者）

種目		対象者	性能	耐用年数 その他	基準額
介護訓練・支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（6歳以上）	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（3歳以上の常時介護を要する者に限る。）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の者（6歳以上の常時介護を要する者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用できるもの	5年	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（3歳以上の入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（6歳以上の下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。）	介護者が障害者等の体位を変換させるに当たって、容易に使用できるもの	5年	15,000円
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（3歳以上）	介護者が重度身体障害者等を移動させるに当たって、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童（6歳以上）	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯したもの	8年	159,200円

	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童（3歳以上）	原則としてテーブルが附属するもの	5年	33,100円
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（3歳以上）	入浴時の移動、座位の保持、浴そうへの入浴等を補助でき、障害者等又は介護者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（6歳以上）	障害者等が容易に使用できるもの。（手すりを付けることができること。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	9,850円
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、立位や歩行が不安定で頻繁に転倒する恐れのある者。重度の知的障害者又は重度の精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの。	ヘルメット型で転倒の際に頭部を保護できるもの	3年	(1) スポンジ・革製 15,200円 (2) スポンジ・革・プラスチック製 36,750円
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の者	障害者等が容易に使用できるもの	3年	4,870円
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の者で家庭内の移動において介助を必要とするもの	障害者等の身体機能を踏まえたものである手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円
	特殊便器	上肢機能障害2	足でスイッチを操作するこ	8年	151,200円

		級以上の者又は重度の知的障害者若しくは重度の精神障害者	とにより温水温風を出すことができるもの及び障害者等又は介護者が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。		
	火災警報器	障害等級2級以上の者又は重度の知的障害者若しくは重度の精神障害者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの。 (当該者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	8年	15,500円
	自動消火器	上記に同じ	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火できるもの	8年	28,700円
	電磁調理器	重度の知的障害者(当該者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	障害者等が容易に使用できるもの	6年	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の者(6歳以上)	障害者等が容易に使用できるもの	10年	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級の者(当該者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の者で自己連続携行式腹灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの(3歳以上)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円
	ネブライザー	呼吸機能障害3	障害者等が容易に使用でき	5年	36,000円

(吸入器)	級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの（6歳以上）	るもの		
電気式たん吸引器	上記に同じ	障害者等が容易に使用できるもの	5年	56,400円
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者等が容易に使用できるもの	10年	17,000円
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	心臓機能障害又は呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者であって、医師の診断により、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが必要なもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用できるもの	5年	157,500円
人工呼吸器用自家発電機又は外部バッテリー	在宅で人工呼吸器を装着している者	居宅で使用する人工呼吸器に接続することで、人工呼吸器の稼働が可能な電力を供給できるもの（充電器及びインバータ含む）。給付は自家発電機又は外部バッテリーのいずれか1種目とする。	5年	100,000円
視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の者（当該者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	障害者等が容易に使用できるもの	5年	9,000円
視覚障害者用体重計	上記に同じ	障害者等が容易に使用できるもの	5年	18,000円
視覚障害者用血圧計（音声式）	視覚障害2級以上の者であって、医師の診断により、日常的に血圧を測定することが必要なもの。（当該者のみの世帯及び	障害者等が容易に使用できるもの	5年	16,800円

		これに準ずる世帯に限る。)			
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声若しくは言語機能障害者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの(6歳以上)	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用できるもの	5年	98,800円
情報・通信支援用具		上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の者	障害者等向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト (1) 上肢機能障害者等 インテリキー、ジョイスティック等 (2) 視覚障害者等 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	1回限り	100,000円
点字ディスプレイ		視覚障害2級以上及び聴覚障害2級の重複障害者であって、必要と認められるもの	文字等コンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円
点字器		視覚障害者	視覚障害者が容易に使用できるもので次のとおりとする。  標準型 (1) 画面書真鍮板製 (2) 画面書プラスチック製	7年	標準型 (1) 10,400円 (2) 6,600円
			携帯型 (1) 片面書アルミニウム製 (2) 片面書プラスチック製	5年	携帯型 (1) 7,200円 (2) 1,650円
点字タイプライター		視覚障害2級以上の者(本人が就労若しくは就学をし、又は就	視覚障害者が容易に使用できるもの	5年	63,100円

	労が見込まれる者に限る。)			
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者(6歳以上)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音若しくは当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障害者等が容易に使用できるもの	6年	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	上記に同じ	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用できるもの	6年	99,800円
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により、文字等を読むことが可能になるもの(6歳以上)	画像入力装置を印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された文字等をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の者(音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	触読式 10,300円 音声 13,300円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声若しくは発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの(6歳以上)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により、通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの	5年	40,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置により、テレビの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳	6年	88,900円

	視聴が可能になるもの	映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者等が容易に使用できるもの		
人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4年	8,100円
		電動式 顎下部分にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年	70,100円
点字図書	主に点字によって情報を入手している視覚障害者	点字により作成された図書。ただし、点字毎日以外の月間や週刊で発行される雑誌等を除く。		年間6タイトル又は24巻を限度とし、町長が認めた額
点字毎日	上記に同じ	週間点字新聞		1部当たり 400円 (利用者負担額は、1部当たり80円とする。)
排泄管理 支援用具	ストーマ装具	ストーマ造設者 (消化器系) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋		1か所当たり 月額 8,858円
		(尿路系) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの		1か所当たり 月額 11,639円
紙おむつ	ストーマの著し	紙おむつ、尿取りパッド、		月額

		い変形等によりおしり拭き、サラシ、ガー ストーマ装具の 使用が困難な者 又は3歳以上の 者で高度の排便 若しくは排尿機 能障害の者又は 脳原性運動機能 障害かつ意思表 示困難者		12,000円
	収尿器	高度の排尿機能 障害のある者	排尿器と蓄尿袋で構成し、 尿の逆流防止装置をつける もの	1年 男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円
居宅生活 動作補助 用具	居宅生活動作補 助用具	下肢、体幹機能 障害又は乳幼児 期以前の非進行 性の脳病変によ る運動機能障害 (移動機能障害 に限る。)を有 する者であって 障害等級3級以 上のもの(特殊 便器への取替え をする場合は、 上肢障害2級以 上の者)	障害者等の居宅生活動作等 を円滑にする用具であっ て、設置に小規模な住宅改 修を伴うもの。ただし、障 害者等が現に居住する住宅 について行われるもの。な お、住宅改修費の対象とな る経費は、次の各号に掲げ る居宅生活動作補助用具の 購入及び改修工事費とす る。	1回限り 200,000円



		(6) その他前各号の住宅 改修に附帯して必要とな る住宅改修	
--	--	---------------------------------------	--

(注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・  
下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴  
覚障害者用屋内信号灯を含む。